

3)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（移送サービス）

北のユニバーサルデザイン協議会

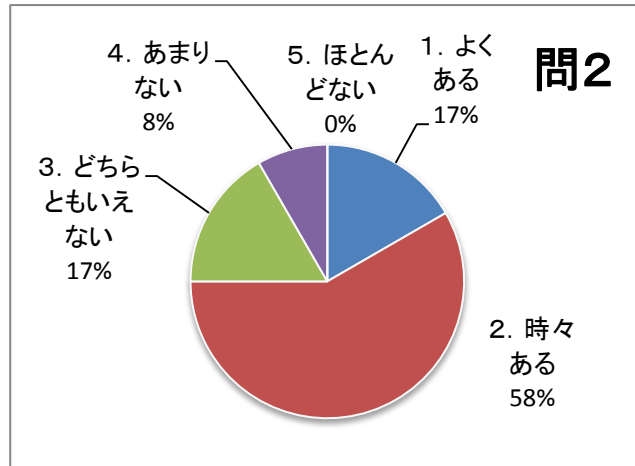
3) 移送サービス

問1) 障がい者等専用駐車スペースに駐車したことがありますか(ひとつに○)

1. ある	12
2. ない	0
	12

問2) 障がい者等専用駐車スペースに駐車できないことはありますか。(1つに○)

1. よくある	2
2. 時々ある	7
3. どちらともいえない	2
4. あまりない	1
5. ほとんどない	0
	12

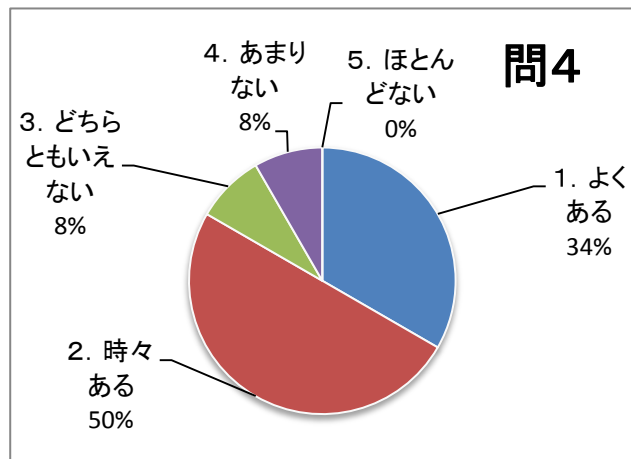


問3) 駐車できないことが多い障がい者等専用駐車スペースはどこにありましたか。差し支えなければ、具体的な施設名を括弧内にご記入ください。(複数に○可)

1. 役所、役場	0	0%
2. 病院	6	50%
3. 図書館、美術館等の文化施設	0	0%
4. 公園	1	8%
5. スーパー、家電量販店、ドラッグストア等の商業施設	7	58%
6. その他	1	8%

問4) 利用に際して、不便や不都合を感じたことがありますか。(1つに○)

1. よくある	4
2. 時々ある	6
3. どちらともいえない	1
4. あまりない	1
5. ほとんどない	0



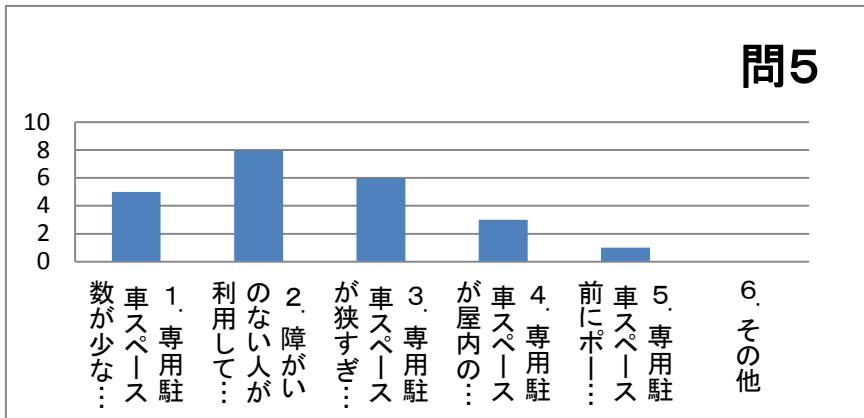
3)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（移送サービス）

北のユニバーサルデザイン協議会

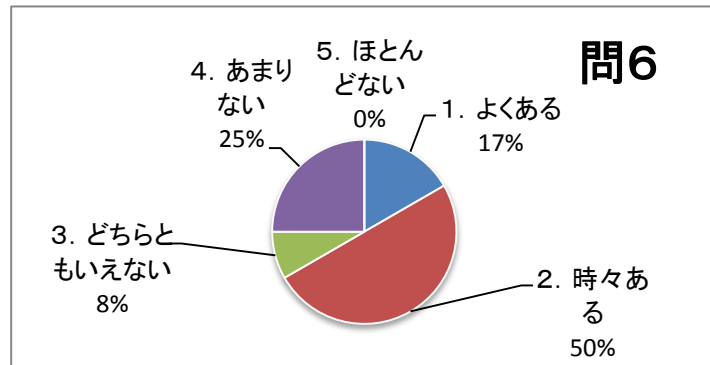
問5) 問4で選択肢1または2と回答した方にお聞きします。どのような不便や不都合を感じますか。
(複数に○可)

1. 専用駐車スペース数が少ない。	5	42%
2. 障がいのない人が利用している。	8	67%
3. 専用駐車スペースが狭すぎる。	6	50%
4. 専用駐車スペースが屋内のため、雨天時または冬期間の雪により使えない。	3	25%
5. 専用駐車スペース前にポール等が設置されているため一人では利用できない。	1	8%
6. その他	0	0%



問6) 障がいのない方の駐車により障がい者専用駐車スペースに駐車できなかった経験がありますか。

1. よくある	2
2. 時々ある	6
3. どちらともいえない	1
4. あまりない	3
5. ほとんどない	0



問7) 障がい者等専用駐車スペースは、どのような方が利用すべきだと思いますか。(複数に○可)

1. 車いすを使用している方	11	92%
2. 身体に障害のある方(車いすを使用していないが歩行困難)	10	83%
3. 身体に障害のある方(車いす使用者及び下肢障害以外)	11	92%
4. 歩行が困難な高齢者の方	10	83%
5. 妊娠している方	7	58%
6. けがなどにより一時的に歩行困難となった方	9	75%
7. 知的障害のある方	5	42%
8. 精神障害のある方	5	42%
9. その他	1	8%

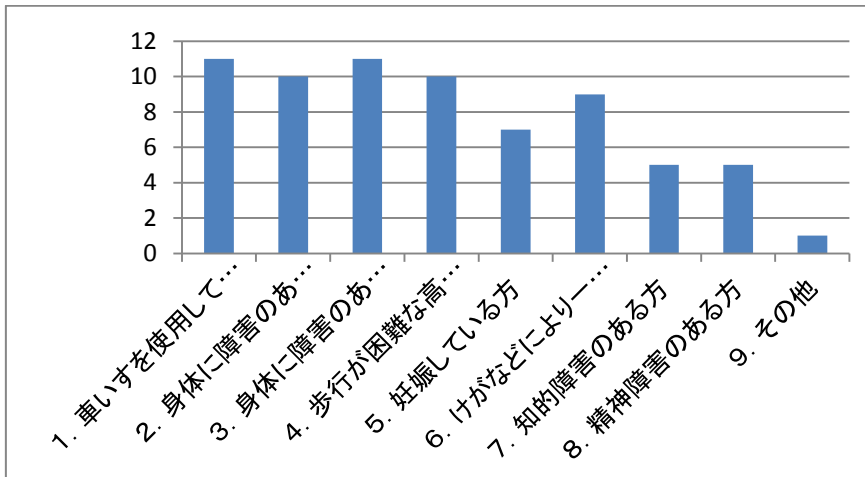
<9. その他記述>

本人が運転をしている方で(車いす使用者、歩行困難者)

3)

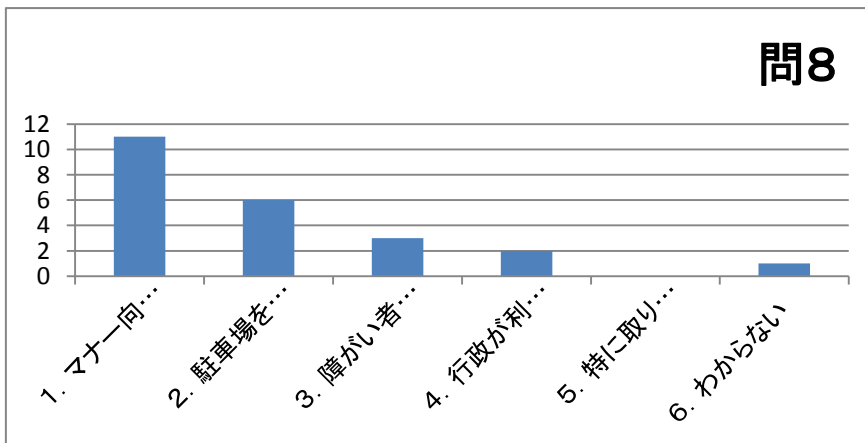
障がい者等専用駐車スペースに関する調査（移送サービス）

北のユニバーサルデザイン協議会



問8) 不適切な利用をなくすためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(複数に○可)

1. マナー向上のための啓発(PR)活動を積極的に実施するべきである	11	92%
2. 駐車場を設置している事業者(スーパーや役場など)の対応を強めるべきである。	6	50%
3. 障がい者等専用駐車スペースへの駐車に、駐車禁止除外指定者標章を活用する	3	25%
4. 行政が利用許可証を発行し、駐車可能な方を明確にすべきである	2	17%
5. 特に取り組みは必要ないと思う	0	0%
6. わからない	1	8%



問9) 問8で選択肢2と答えた方にお聞きします。具体的には、どのような対応が必要だと思いますか。

1. 場内放送による啓発を進める	5	42%
2. ガードマンによる見回り	2	17%
3. 受付時に利用を確認する	3	25%
4. ポール等を設置し、利用したい場合は携帯電話等で連絡する	2	17%
5. 専用エリアを設け、開閉バーを設置するなど、そのエリアを利用できるための方法を別に用意する	0	0%
6. その他	1	8%

<6. その他記述>

地域ぐるみでPR活動をしていく。

問10) 数県で導入されている障がい者用駐車施設利用証制度（通称パーキング・パーミット制度）の内容について、知っていますか。

1. 知っている	3	25%
2. 知らない	9	75%

問11) 障がい者用駐車施設利用証制度は、障がい者専用駐車スペースにおける不適切な利用をなくすことを目的とした制度で、申請に基づき対象者に利用証を交付するといったもので、以下にメリット、デメリットがあるといわれていますが、あなたは本制度に対しどう思いますか。

【参考】他県の状況から

《メリットについて》

- ・利用許可証発行者以外は駐車できなくなり、対象者以外の駐車に対し、移動等の呼びかけが容易となり、不適切利用が減少する。
- ・内部障害など、外見ではわかりにくい方も、駐車しやすくなる。

《デメリットについて》

- ・利用する場合、申請手続きが必要である。
- ・空いている場合でも、対象者以外は駐車することができない。
- ・予め対象者を定めるため、その範囲は限られる。

<自由記述>

利用者の自由意思に基づいて利用すべきで規制の枠にはめなくてもいいと思う。

福祉車両に利用証を交付してほしい。

今のところ不自由さを感じない地方なので導入は必要ない

A 国のように教育の仕方ですら庶民の見方を変えることができる。親が平然と駐車しているとその子供もまた同じことをする。

事前の手続きが必要であることから、緊急時等の対応に課題が残ると思う。

その対象者を決めるにあたり、基準がどのようになるのか問題である。独居近くに知り合い(身内)がいない場合、誰が更新に行くのか？(事業者が代行できる?)腰痛、膝痛の高齢者やけがなど一時的な疾病の若年者も交付対象となるのか？不明な点が多い。

マナー、モラルの問題なので必要ない。

問 12)障がい者等専用駐車スペースを必要とする人が、支障なく利用できるための提案やよいと思われる実践例があれば教えてください。

自治体のメディア等による啓発活動を積極的に行ってもらい一般市民に浸透させる。

車いすマークは中止(どこでも買へる) 対象者や対象車両の利用証を多く交付し、利用証交付者(車)のみ駐車させる。

「店側等の対応」が一番だと思うが予算を付ける必要はあると考える。

あくまで自身で運転をする方で、障害のある方が駐車できればいいので、介助されてる場合は、乗降スペースを作り、終了後一般の駐車スペースに止めればよい。